

# 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年8月27日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

## 記

1. 公示件名：トルコ国免震研究所設立計画支援
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：  
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：  
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

# 企画競争説明書

業務名称：トルコ国免震研究所設立計画支援

調達管理番号：25a00430

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年8月27日  
独立行政法人国際協力機構  
国際協力調達部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：トルコ国免震研究所設立計画支援
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

- (4) 契約履行期間（予定）：2025年10月 ～ 2027年10月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

### (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の20%を限度とする。

### (6) 部分払の設定<sup>1</sup>

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

---

<sup>1</sup> 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

- 1) 2025 年度 (2026 年 2 月頃)
- 2) 2026 年度 (2027 年 2 月頃)

## 2. 担当部署・日程等

### (1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先 : outm1@jica. go. jp

### (2) 事業実施担当部

地球環境部 防災グループ 防災第二チーム

### (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年 9月 2日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年 9月 3日 12時まで
3	質問への回答	2025年 9月 8日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2025年 9月 12日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2025年 9月 25日まで
7	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先 : <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ) ※2023年7月公示から変更となりました。

## 3. 競争参加資格

### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

## (2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

## (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とし  
ます。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規  
定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求め  
ません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、  
プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表  
者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めま  
せん。

## 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等  
契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示され  
る手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

## 5. 企画競争説明書に対する質問

### (1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/4FRwSEbA8M>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしてい  
ます。

### (2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。本見積書と別見積書は PDF にパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123\_〇〇株式会社\_見積書 (または別見積書)」としてください。
- ③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。
- ④ 別見積については、「第3章4. (2) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください (ファイルに分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします)。
- ⑤ 別提案書 (第3章4. (1) に示す上限額を超える提案) がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールで e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書 (第3章4. (1) に示す上限額を超える提案がある場合)

## 7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価 (技術評価) を行います。評価の具体的な基準や評価に当た

っての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.（1）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## 8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

#### 1. 企画・提案を求める水準

☒ 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、本件の目標、成果、活動の実施を進めるにあたっての、効果的かつ効率的な**実施方法及び作業工程を考案し**、プロポーザルにて提案してください。

#### 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

➤ 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	現地で開催するセミナーで伝えるべき日本の免震に関する経験と特筆すべきポイント	第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 （1）プロジェクトの活動に関する業務 活動 1-1
2	トルコ側と共に免震研究所設立のための課題と工程の整理（法整備、ガイドラインの	第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項

	整備含む) を効率的に進めていくための留意点、工夫	(1) プロジェクトの活動に関する業務 活動 1-2、活動 5-1
3	本邦招へいのカリキュラム案骨子 (招聘目的、講義内容、視察・訪問先等)	第 4 条 実施方針及び留意事項 2. 本業務にかかる事項 (2) 本邦研修・招へい

### 3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書 (案) の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性/メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
  - 1 特殊傭人費 (一般業務費) での傭上。
  - 2 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置 (個人。法人に所属する個人も含む) (第 3 章「2. 業務実施上の条件」参照)。
  - 3 共同企業体構成員としての構成 (法人) (第 1 章「3. 競争参加資格」参照)。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書 (案) 記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- ☒ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書 (案) に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

#### 【2】 特記仕様書 (案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

#### 第 1 条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

## 第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

☒ 別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

## 第3条 実施方針及び留意事項

### 1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

### 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

#### (1) トルコにおける国立免震研究所設立の意義・背景

災害対策が主要課題となっているトルコでは、2009年に設置された内務省災害危機管理庁（AFAD）が「トルコ災害リスク削減計画（TARAP）2022～2030」に沿って防災対策を進めている。同国では100床以上の病院で免震構造を導入する方針があるほか、AFADが作成中の規定にも病院以外の公共建築物への免震技術導入を義務化することが検討されている。それに伴い、免震建物の最重要部品である免震支承（建物と基礎の間に設置され、地震の揺れを建物に伝わりにくくする装置）の信頼性・安全性を確保するための性能評価試験・計測を担う中立的な国立免震研究所設立へのニーズが高まっている。

本プロジェクトのCP機関である環境・都市・気候変動省（Ministry of Environment, Urbanization and Climate Change（Çevre, Şehircilik ve İklim Değişikliği Bakanlığı）、以下「MoEUCC」という）は、トルコ国内での免震建物の需要増加に伴い、国立免震研究所の設立を検討しているが、既往免震デバイスメーカー以外も開発に取り組めるよう、中立的な性能評価試験・研究機関を含めた体制構築を想定している。同免震研究所の主な役割としては、免震支承のプロトタイプテスト・研究開発・性能評価を担うことが期待される。他方、トルコ国内にはすでに二つの免震支承製造企業専用の免震支承試験施設および一つの学術機関の免震支承試験施設（Esquake）があり、MoEUCCによる免震研究所の計画作成にあたっては、国立の免震支承試験施設の優位性・独自性を明確にする必要がある。

同免震研究所の設立場所は、現在JICAが実施中のSATREPSプロジェクト「災害に

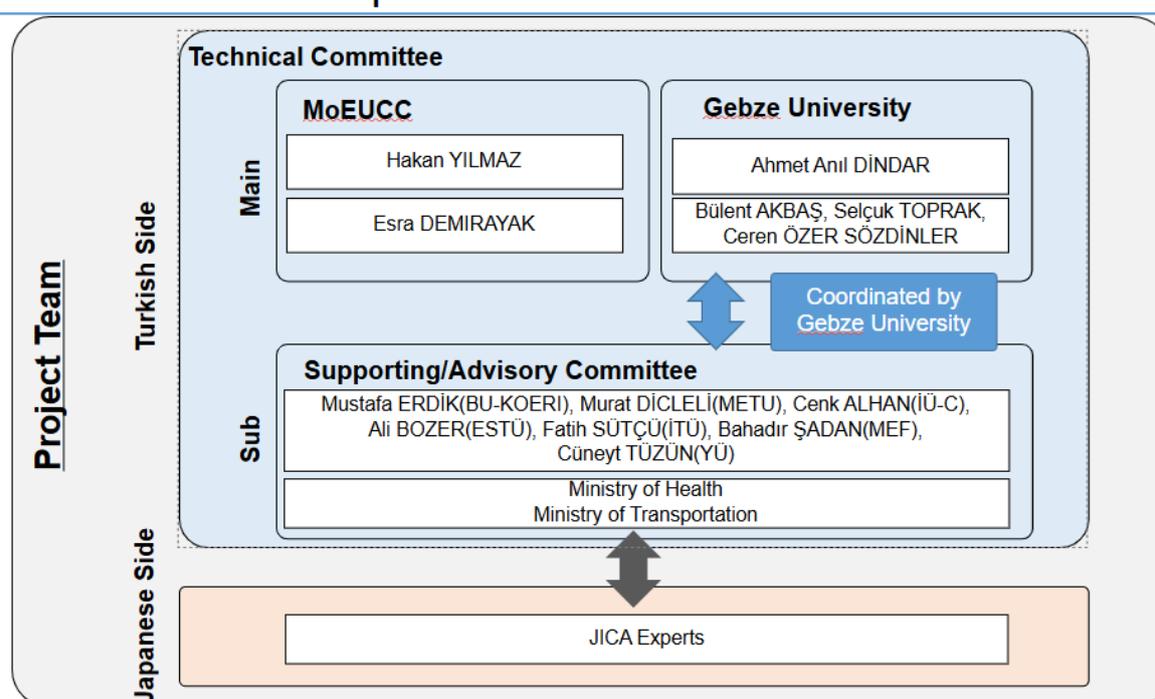
強い社会を発展させるためのトルコにおける研究と複合体の確立「マルテスト」の一環としてマルマラ地震工学試験センター（以下「MARTESTセンター」という）が、本プロジェクトの協力機関であるゲブゼ工科大学敷地内に建設されることを踏まえ、同大学内を予定している。さらに、MARTESTセンター及び同免震研究所は、将来、国立地震構造工学研究所を構成する旨がトルコ政府内で認定されている。

一方、日本では、内閣府戦略的イノベーションプログラムの一環で、大型免震試験施設「E-Isolation（イーアイソレーション）」が兵庫県三木市に設置されている。本プロジェクトでは、MoEUCCによる国立免震研究所設立計画の作成支援のため、日本の大型免震試験施設「E-Isolation（イーアイソレーション）」の設立・運営、免震試験装置の設置・運用に係る知見や経験を活かした助言、ならびに法制度面での助言を行い、MoEUCCによる国立免震研究所の設立計画の立案を支援する。

## (2) CP機関の役割

本プロジェクトでは、CP機関であるMoEUCCが主体となり、国立免震研究所設立に向けたロードマップや計画書を作成する。具体的には、MoEUCCがゲブゼ工科大学等の学識者を募ってTechnical Committee（Main committeeおよび Supporting/Advisory Committee、以下、「技術委員会等」と略記）を設置し、MoEUCCの責任の下、各活動を行う体制となっている（下記図解を参照）。ロードマップや計画書の作成にあたって、日本側（短期専門家および本業務実施契約の受注者）は技術的指導や助言を行うことが期待されている。

## Implementation Structure



### (3) 協力機関・関係機関の役割

トルコ側の協力機関（ゲブゼ工科大学）及び関係機関（保健省、交通省、トルコ免震協会）に所属する免震関係技術者・研究者の免震構造全般に関する知識は非常に豊富である。

協力機関は、MoEUCCと共に技術委員会のMain committeeを構成すると共に、本プロジェクトでのセミナー・ワークショップに参加し、MoEUCCに対して技術情報を提供、共有することが期待されている。また、ゲブゼ工科大学はSupporting/Advisory Committeeの運営も担う。

関係機関はSupporting/Advisory Committeeに参加し、MoEUCCに対して技術情報を提供、共有することが期待されている。

### (4) 短期専門家と本業務実施契約の受注者の役割

JICAは、本契約とは別に、日本の大型免震試験施設「E-Isolation（イーアイソレーション）」設立の経験を有する有識者を短期専門家（直営）として、本プロジェクト内で、トルコに派遣（計2回、各回1名を想定）する。

短期専門家は、プロジェクト成果発現のため、トルコ側（MoEUCC、ゲブゼ工科大学、技術委員会）のニーズをくみ取りつつ、現地でのワークショップや本邦招へいによる技術的指導を通じて、日本の免震技術および免震支承試験機関設立の経験・教訓を学術的見地からトルコ側に共有・教授する。加えて、国立免震研究所設立のためのロードマップ案、MoEUCCが予算獲得のために作成する計画書（仕様、金額、時期含む設立に向けた活動詳細）、性能試験能力・技術委員会がMoEUCCに提出するコスト情報を含むレポート、必要な法律・制度・ガイドライン案等が完成するための技術的指導を実施する。ただし、技術的指導は現地渡航時および本邦招へい時のみを原則とする。

一方、本業務実施契約の受注者（以下、「受注者」と略記）は、トルコ側および上記の短期専門家と密な連携を図り、短期専門家を通じて紹介を受ける日本国内の免震構造関係者の人脈も活用し、現地で開催されるセミナー、ワークショップおよび本邦招へいの企画・実施を通じて、MoEUCCによる国立免震研究所の設立計画の立案を支援する。現地で開催するセミナー、ワークショップ共に会場手配や出席者の調整などロジスティクス面はトルコ側（MoEUCC）が実施する。受注者はセミナー、ワークショップ内でのインプット内容や議論が拡散しないように、プログラムを企画し、トルコ側（MoEUCC）に提案する。セミナーでは日本の短期専門家による技術的指導（講義）を予定するが、受注者はトルコ側が抱えるニーズや、トルコ側の技術レベルを踏まえ、短期専門家による技術的助言がトルコ側の現状改善に資するものとなるよう講義内容を決定し、短期専門家と技術的指導内容の調整を事前

に行うこととする。ワークショップでは、トルコ側参加者（MoEUCC、協力機関、関係機関）により、国立免震研究所の設立に向けた課題や必要なステップが話し合われ、ロードマップや計画書の作成に向けた道筋作りが行われるが、議論が拡散したり、誤った方向に行かないよう、ワークショップに同席し、助言を行う。

また、受注者はトルコ側が作成する国立免震研究所設立に向けたロードマップおよび計画書等に対してJICAを通じて短期専門家の意見も確認しながら助言を行う。その際は、日本の免震技術・経験だけでなく、トルコ側の特有な事情やニーズなどを踏まえて助言すると共に、MoEUCCが主体となって各成果を達成するよう、進捗確認および活動の促進を行う。

各活動における短期専門家とコンサルタントの役割分担は以下のとおり。

\* 各活動内容の詳細は第4条参照

活動	短期専門家	業務実施コンサルタント (本業務実施契約の受注者)
1-1	技術的指導	セミナー企画・実施
1-2	技術的指導	ワークショップ企画・実施
2-1	技術的指導	技術的助言
3-1	技術的指導	技術的助言
3-2	技術的指導	技術的助言
3-3	技術的指導	技術的助言
4-1	技術的指導	ワークショップ企画・実施
4-2	技術的指導	技術的助言
4-3	技術的指導	技術的助言
5-1	技術的指導	ワークショップ企画・実施
その他	—	本邦招へいの企画・実施 トルコ／日本側の進捗確認

#### (5) 本邦招へい

本案件では、プロジェクト期間内に本邦招へいを1回実施する。本邦招へいは、MoEUCC・協力機関・関係機関の代表者を対象とし、日本の事例を視察・見学すると共に、JICAがトルコに派遣した短期専門家とトルコ側が議論する機会を設ける。受注者は、トルコが作成する国立免震研究所設立に向けたロードマップおよび計画書等がより精度が高いものとなるよう、招へいプログラムを計画する。

#### (6) プロジェクト活動の記録

発注者は独立行政法人としての中期目標において、防災分野で育成した人材の数を指標としている。このため、受注者は、本プロジェクトで実施する研修・ワークショップ等のイベントについて、下記を進捗報告に係る成果品及び成果報告書の中に記録し、発注者へ提出する。

- ・ イベントの企画書（目的を含む）・ 議事次第・ 発表者
- ・ 発表資料・ 質疑・ 応答録
- ・ 参加者及び技術移転を受けた直接及び間接受益者数

#### (7) 活動・成果の見える化・蓄積

活動の内容・成果がMoEUCG、協力機関、関係機関間で可視化されるよう、MoEUCGおよび協力機関、関係機関と協議する。その中で、プロジェクトの個々の成果（配布資料・講義・プレゼンテーション資料・その動画）は、いつでも確認できるように、トルコ政府内のイントラネットや、ゲブゼ工科大学等のウェブサイトを活用した仕組みを構築するように、トルコ側に働きかけること。

#### (8) 広報

本プロジェクトの実施にあたっては、本プロジェクトの意義、活動内容、成果において、トルコと日本国内の各層に広く発信する。

##### 1) 現地マスメディアへの発信

本プロジェクトの節目となる活動（セミナー・ワークショップなど）を実施する時ならびに終了時は、事業の内容や成果をトルコ国内に広く認識してもらうため、JICAトルコ事務所と協力し、現地マスメディア等へのプレスリリースの配信、記者会見、プレスツアーの開催や記者向け説明などを行うこと。また、その際は、C/P機関の広報部門と協力することとし、C/P機関に対して、現地マスメディアへの発信を行うよう働きかけを行うこと。

##### 2) JICAウェブサイト、SNSを通じた情報発信

プロジェクト成果の発信に関して、JICA地球環境部と協力する。またトルコ事務所のSNSに視覚上成果を把握しやすい写真を掲載できるように、候補となる写真を発注者に対して適宜提供すること。さらにODA見える化サイトに活動レポートを掲載できるように、主要なイベント毎にレポートを提出すること。

##### 3) 写真、映像（動画）

各種広報媒体や視聴覚資料の作成で使えるよう、活動に関連する写真・映像を撮影し、提供する。撮影に当たっては、本プロジェクトの成果を分かりやすく伝えられるよう、配慮する。なお、撮影した写真や映像の著作権は、発注者に帰属するものとする。

## 第4条 業務の内容

### 1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

### 2. 本業務にかかる事項

#### (1) プロジェクトの活動に関する業務

本業務は、JICAが別途派遣を予定している短期専門家と協働して業務を実施する。短期専門家は、日本の大型免震試験施設「E-Isolation（イーアイソレーション）」設立の経験を有する有識者（計2回、各回1名を想定）を予定しており、トルコへの1週間程度の派遣と、本邦招へい時に講師として受け入れていただく数日のみ、関わっていただき技術的指導をしていただくことを想定している。ただし、トルコ側がロードマップ案や計画書案を作成した際など、上記以外のタイミングでもJICAを通じて適宜相談をすることは可能である。

本業務の受注者は、短期専門家の経験、知見を十分に把握・理解した上で、現地でのセミナー、ワークショップおよび本邦招へいを企画・実施すると共に、日本側関係者（日本国内有識者・短期専門家・JICA本部・トルコ事務所等）とトルコ側（MoEUCG・ゲブゼ工科大学・技術委員会）と十分な連携を図りながら、MoEUCGによる国立免震研究所の設立計画の立案を支援する。

受注者は、短期専門家が行った技術的指導内容について十分に理解した上で、各現地業務・本邦招へいの報告書を作成すること。また、会議の議事録や月報なども作成するほか、第3条実施方針及び留意事項記載の業務を把握すること。

各成果、活動における受注者と短期専門家の業務は概要は以下の通りである。

#### <各成果>

成果1：免震研究所設立のための課題が整理される。

活動1-1 MoEUCG職員及び関係機関の職員に対し、日本の免震の経験についてハイブリッド（対面＋オンライン）セミナーを行う<sup>2</sup>。

- 本セミナーはトルコ側（MoEUCG・ゲブゼ工科大学・技術委員会）がロジスティクス面の調整を行い主催するが、目的は、JICAが別途派遣する短期専門家による日本の免震の経験に関する技術的指導を講義形式で行うことである。受注者は、トルコ側のニーズを把握した上で、短期専門家が指導すべき内容の特定を行い、

<sup>2</sup> セミナーにおいて日本側から伝えるべき日本の免震の経験について、その項目案と特筆すべきポイントについて、プロポーザルで御提案ください。

セミナーのプログラム案を作成し、トルコ側との調整を経て、プログラムの確定を行う。プログラム確定後、受注者は短期専門家に指導を希望する内容を説明し、講義資料の作成を依頼、講義資料の最終化を支援する。

活動1-2 免震研究所設立のための課題を整理する対面ワークショップを開催する。

- 本ワークショップはトルコ側（MoEUCC・ゲブゼ工科大学・技術委員会）がロジスティクス面の調整を行い主催するが、目的は、トルコ側（MoEUCC、協力機関、関連機関）が、免震研究所設立のための課題と工程を整理することである。受注者は、トルコ側出席者の議論が発散したり、短期専門家からの技術的指導とかけ離れた方向にいかないよう、プログラム案を作成し、トルコ側との調整を経て、プログラムの確定を行う。プログラム確定後、受注者は短期専門家にプログラム内容を説明し、短期専門家の助言を受ける。ワークショップ実施中は、議論が円滑に進むよう、適宜議論に介入しながら、ワークショップの取り纏めをMoEUCCと協力して行う<sup>3</sup>。

成果2：免震研究所設立のためのロードマップが完成する。

活動2-1 MoEUCC職員等により作成された免震研究所設立のためのロードマップ案に対して助言をする。

- 受注者は、MoEUCC職員及び技術委員会によるロードマップ作成に向けて、短期専門家からの専門的指導を踏まえ、トルコ側（MoEUCC・ゲブゼ工科大学・技術委員会）及び日本側（日本国内有識者・JICA本部・トルコ事務所等）と密に連携し、ロードマップ作成を促進する。また、トルコ側による作成の進捗確認も行う。なお、短期専門家による専門的助言は、現地渡航時と本邦招へい時に限定されるが、それ以外の期間でも、JICAを通じて相談をすることは可能である。

成果3：免震研究所設立に関する試験機能力・コスト情報を含むレポートが完成する。

活動3-1 新設する免震研究所が備えるべき特徴をMoEUCC職員等と共に検討し、試験機能力の決定を支援する。

- 受注者は短期専門家からの専門的指導を踏まえ、トルコ側（MoEUCC・ゲブゼ工科大学・技術委員会）及び日本側（日本国内有識者・JICA本部・トルコ事務所等）と密に連携し、免震研究所が備えるべき特徴をトルコ側（MoEUCC・ゲ

---

<sup>3</sup> トルコ側と共に免震研究所設立のための課題と工程の整理を効率的に進めていくための留意点、工夫について、プロポーザルで御提案ください。

ブゼ工科大学・技術委員会)による決定を促進する。試験機能力の仕様など、特に短期専門家による技術的指導が必要と考えうる項目については、JICAを通じて、随時短期専門家に相談することは可能である。また、トルコ側による作成の進捗確認も行う。

活動3-2 免震研究所の設立費用の見積もり報告書に対して助言をする。

- 受注者は、トルコ側による免震研究所の設立費用の見積もり報告書作成に対して、短期専門家から専門的指導を受ける場を設定する。なお、本活動は、本邦招へいに取り組むことを予定しているため、本邦招へいのプログラム検討時に考慮すること。

活動3-3 MoEUCC職員等が作成する免震研究所設立に関するレポートに対して助言をする。

- 受注者はMoEUCC等が作成する「国立免震研究所の設立に関する報告書」に対する、短期専門家からの専門的指導を踏まえ、レポート作成に対し助言する。本活動は本邦招へいの際にも取り組むことを予定しているため、本邦招へいのプログラム検討時に考慮すること。

成果4：免震研究所運営のために必要な機能が決定される。

活動4-1 免震研究所の効果的な利用・運営のために、日本の運営の事例や教訓を共有するワークショップを開催する。

- 受注者は、本邦招へいの機会を使い、日本の免震研究所運営の事例や教訓をトルコ側（MoEUCC・ゲブゼ工科大学・技術委員会）に共有するように手配する。なお、トルコ側との間ではワークショップという文言で合意しているが、招へい時の講義として整理する。

活動4-2 免震研究所の維持管理計画の作成を支援する。

- 受注者は短期専門家からの専門的指導も踏まえ、トルコ側（MoEUCC・ゲブゼ工科大学・技術委員会）及び日本側（日本国内有識者・JICA本部・トルコ事務所等）と密に連携し、免震研究所の維持管理計画の作成に対し助言する。

活動4-3 免震研究所の運営体制案の作成を支援する。

- 受注者は短期専門家からの専門的指導を踏まえ、トルコ側（MoEUCC・ゲブゼ工科大学・技術委員会）及び日本側（日本国内有識者・JICA本部・トルコ事務所等）と密に連携し、免震研究所の運営体制案の作成に助言する。

成果5：免震研究所設立に伴い必要な法律・ガイドライン案が作成される。

活動5-1 ワークショップを開催し、免震研究所設立に伴い必要な法律・ガイドライン案の作成を支援する。

- ▶ 本ワークショップはトルコ側（MoEUCC・ゲブゼ工科大学・技術委員会）がロジスティクス面の調整を行い主催するが、目的は、トルコ側（MoEUCC、協力機関、関連機関）が、免震研究所設立に必要な法律・ガイドライン案の作成のための課題と工程を整理することである。受注者は、トルコ側出席者の議論が発散したり、短期専門家からの技術的指導とかけ離れた方向にいかないよう、プログラム案を作成し、トルコ側との調整を経て、プログラムの確定を行う。プログラム確定後、受注者は短期専門家にプログラム内容を説明し、短期専門家の助言を受ける。ワークショップ実施中は、議論が円滑に進むよう、適宜議論に介入しながら、ワークショップの取り纏めをMoEUCCと協力して行う<sup>4</sup>。

## <その他>

### 1) 全体業務内容

活動開始にあたっては、現地における業務内容を整理し、プロジェクト全体のワークプラン（和文・英文・トルコ語）を作成の上、JICA地球環境部およびトルコ事務所に提出・説明を行い、同意を得る。現地渡航開始前に、本プロジェクトの成果及び活動内容を十分に把握した上で、短期専門家にも連絡した上で、相手国実施機関から収集すべき内容を検討する。なお、現地渡航時期は短期専門家およびトルコ側（主にMoEUCC）と十分に調整を行った上で決定する。ただし、渡航時期は短期専門家の渡航時期と重なるようにすること。

現地業務完了に際しては、短期専門家からの意見も受けながら、現地業務結果報告書（和文）を作成し、JICA地球環境部及びトルコ事務所に提出し、現地業務結果を報告する。

本プロジェクトのすべての業務が完了した際は、業務完了報告書（和文・英文・トルコ語）を作成・報告を求めるが、内容については短期専門家からの意見を十分に取り入れること。

### 2) トルコで実施するセミナー

活動1-1に関わる現地セミナーの想定規模等は下表のとおり。

いずれもトルコ側（MoEUCC・ゲブゼ工科大学・技術委員会）がロジスティクス面

---

<sup>4</sup> トルコ側と共に免震研究所設立に必要な法整備、ガイドラインの作成のための課題と工程の整理を効率的に進めていくための留意点、工夫を、プロポーザルで御提案ください。

の調整を行い主催する（費用負担含む）。受注者はプログラム案を作成するとともに、トルコ側との調整を経てプログラムの確定を行う。短期専門家が講師となり、日本の実例に基づく情報を共有する。質疑応答は一部トルコ語でも実施されることが予想されるため、現地傭人（または通訳）の備上を積極的に検討すること。

目的	短期専門家により日本の免震の経験をトルコ側に共有すること
実施回数	1回
講師	短期専門家
対象者	MoEUCC・ゲブゼ工科大学・技術委員会の職員及び協力機関の職員等。関係機関からの参加有無はトルコ側にて決定する。
参加者数	対面30名＋オンライン70名程度
開催期間	2時間程度
開催時期	初回現地渡航時
実施場所	アンカラ
実施形態	ハイブリッド（対面＋オンライン）

### 3) トルコで実施するワークショップ

現地ワークショップは、活動1-2、5-1に関する内容で実施し、想定規模等は下表のとおり。いずれもトルコ側（MoEUCC・ゲブゼ工科大学・技術委員会）がロジスティクス面の調整を行い主催する（費用負担含む）。受注者はプログラム案を作成するとともに、トルコ側との調整を経てプログラムの確定を行う。また、ワークショップ実施中は、議論が円滑に進むよう、適宜議論に介入しながら、ワークショップの取り纏めをMoEUCCと協力して行う。議論は一部トルコ語でも実施されることが予想されるため、現地滞在中は議論を補助する現地傭人の備上を積極的に検討すること。

目的	①（活動1-2）免震研究所設立のための課題整理のワークショップ ②（活動5-1）法律・ガイドライン案作成ワークショップ
実施回数	各目的1回（計2回）
参加者	MoEUCC・ゲブゼ工科大学・技術委員会の職員及び協力機関、関係機関の職員等
参加者数	各回10名程度
開催期間	各目的1日

開催時期	① 初回現地渡航時 ② 第二回現地渡航時
実施場所	① アンカラ ② ゲブゼ
実施形態	対面（必要に応じてオンライン参加）

(2) 本邦研修・招へい<sup>5</sup>

本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

想定規模等は下表のとおり。

目的・研修内容	活動3-2・3-3・4-1の実施
実施回数	1回
対象者	MoEUCG・ゲブゼ工科大学・技術委員会の職員及び協力機関の職員等
参加者数	10名程度
研修日数	10日（トルコから本邦への移動日を含む）
備考	

(3) その他

1 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Webへのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、発注者の指定する時期に提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査し、その結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができることが確認されたものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては発注者が指定する様式に従い発注

<sup>5</sup> 免震研究所設立にあたりトルコ側の課題を把握・整理の上、本邦招へいで視察する箇所、講義の内容および形式などを含めてプロポーザルを提示してください。よりインタラクティブな招へい内容になることを期待します。

者に提出する。指定なき場合は以下に従う。

- データ格納媒体：CD-R（CD-Rに格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
- 位置情報の含まれるデータ形式：KMLもしくはGeoJSON形式。ラスターデータに関してはGeoTIFF形式。（Google Earth Engineを用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

## 2 ベースライン調査

本業務では当該項目は適用しない。

## 3 インパクト評価の実施

本業務では当該項目は適用しない。

## 4 C/Pのキャパシティアセスメント

本業務では当該項目は適用しない。

## 5 エンドライン調査

本業務では当該項目は適用しない。

## 6 環境社会配慮に係る調査

本業務では当該項目は適用しない。

## 7 ジェンダー主流化に資する活動

本業務では当該項目は適用しない。

## 第5条 報告書等

### 1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又はPDFデータも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

#### 本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
------	------	----	----	----

業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	
ワークプラン	契約締結後1ヶ月以内 ※JICAが別途派遣を予定している専門家業務も合わせた本プロジェクトのワークプランを作成する。	日本語 英語 トルコ語	電子データ	
各現地業務完了報告書	現地業務完了後1ヶ月以内	日本語	電子データ	
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語 英語 トルコ語	電子データ	

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワークプラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- 1 プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- 2 プロジェクト実施の基本方針
- 3 プロジェクト実施の具体的方法
- 4 プロジェクト実施体制
- 5 業務フローチャート
- 6 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- 7 要員計画
- 8 先方実施機関便宜供与事項

## 9 その他必要事項

### (3) 各現地業務完了報告書

以下の項目を含む内容で作成する。

- 1 現地業務目的
- 2 現地業務概要
- 3 現地業務スケジュール
- 4 現地活動内容
- 5 その他必要事項

### (4) 業務完了報告書

- 1 プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- 2 活動内容
- 3 プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）  
プロジェクト目標の達成度

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- (1) 業務フローチャート
- (2) WBS等業務の進捗が確認できる資料
- (3) 人員計画（最終版）
- (4) 研修員受入れ実績
- (5) 遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (6) その他活動実績

## 第6条 再委託

本業務では、再委託を想定していない。

## 第7条 機材調達

本業務では、機材調達を想定していない。

## 第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

## 案件概要表

### 1. 案件名（国名）

国名：トルコ共和国

案件名：

（和名）免震研究所設立計画支援

（英名）Planning Support for the Establishment of Seismic Isolation Laboratory

### 2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における防災セクター／トルコの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

トルコは、人口約8,315万人、面積約78万km<sup>2</sup>（日本の約2倍）を有し、2023年時点の1人当たりGNIは11,730USD（トルコ国家統計局）。トルコの大部分を占めるアナトリア半島は、北側のユーラシアプレート、南側のアフリカプレート及びアラビアプレートの境界部に位置し、その他にもマイクロプレートが複数存在しているため、地震活動が活発な地域である。特に、1999年に発生したトルコ北西部地震（マルマラ地震とデュズジェ地震の2回の地震）は、約2万人の犠牲者を出すなど甚大な被害をもたらした。さらに、2023年2月6日にはトルコ南東部地震が発生し、トルコ・シリアをあわせ死者数は5万3千人以上、倒壊した建物は20万棟以上と推定されている。加えて、トルコでは経済発展による市街地の拡大等により、さらに災害に対する脆弱性が高まっており、災害対策はトルコの主要課題の一つとなっている。

災害対策の強化として、2009年に設置された内務省災害危機管理庁（Ministry of Interior, Disaster and Emergency Management Presidency（以下、「AFAD」という。））は「トルコ災害リスク削減計画（TARAP）（2022～2030）」において、政府・民間セクター・NGO・大学・個人などさまざまなステークホルターが参加し、あらゆる災害に対するリスク軽減プロジェクトに取り組んでいる。本計画は、「仙台防災枠組2015～2030」の優先行動の1つである強靱化に向けた災害リスク削減への投資に則っており、短期・中期・長期の行動計画で構成されている。

AFADが作成中の規定にも100床以上の病院は免震構造を導入する方針であることや、病院以外の公共建築物への免震導入を義務化することが検討されている。免震建物の増加に伴い、免震建物の信頼性・安全性を確保するため、免震支承のプロトタイプテスト・研究開発・性能評価を担うことを目的とする免震研究所に対するニーズが高くなっている。

建物の耐震化促進を担っている環境・都市・気候変動省（Ministry of Environment, Urbanization and Climate Change（以下、「MoEUCC」という。））は、当初、アンカ

ラに単独で免震に関する許認可を担う省管轄の免震研究所の設立を計画していた。しかし、トルコで予算配分を行う大統領府予算戦略局（SBP）より、SATREPSプロジェクト「災害に強い社会を発展させるためのトルコにおける研究と複合体の確立—マルテスト」の一環としてMARTESTセンターが既にゲブゼ工科大学にて建設中であることを踏まえ、免震研究所も併せてゲブゼ大学で設立することが適切であると判断された。MoEUCCはSBPからの指摘を受け、建設予定地をゲブゼ工科大学へ移転することを決定した。更に、MoEUCCは、ゲブゼ工科大学との間でMoUを結び、今後免震研究所設立に向けて両者が協力をしていく旨合意した。本MoUにて、MARTESTセンター及び免震研究所は、合わせて国立地震構造工学研究所（National Earthquake and Structural Engineering Laboratory）とする旨認定された。本事業は、国立地震構造工学研究所の一部である免震研究所の設立支援を行うもの。

係る状況を踏まえ、今後、MoEUCCより、免震研究所設立にあたり、設立・運営及び免震試験装置の設置・運用に関する知見共有や、免震に係る必法制面での助言等を行う専門家派遣が要請された。本事業は第12次国家開発計画（2024-2028）の柱のひとつである「災害に強い生活圏、持続可能な環境」に貢献し、優先度の高いプロジェクトとして位置付けられている。

## （2）防災セクター／トルコに対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

対トルコ国別開発協力方針（2018年9月）において、「経済を支える社会基盤づくりへの支援」が重点分野と位置付けられており、MoEUCCによる災害に強いまちづくりの推進に資するものであると考えられることから、本事業はこれら方針に合致する。

JICAグローバル・アジェンダ「防災・復興を通じた災害リスク削減」では、クラスター①「事前防災投資実現」において、公共事業として実施すべき国・社会の根本的な災害リスク削減のための事前防災投資を自己予算で自立発展的に拡充、維持、運用していく能力を備えた防災インフラ及び重要インフラ所管組織を、2030年までに10機関確立することを目標としており、これに貢献する。

## （3）他の援助機関の対応

世界銀行（以下、「世銀」という。）は、Istanbul Seismic Risk Mitigation and Emergency Preparedness Project（ISMEP）において、イスタンブール県を対象とした借款事業（2006年～2021年、借款額550百万ドル）によって、災害管理及び緊急対応に関する制度及び技術力の強化、重要な公共施設の耐震化及び建築基準法に準拠した施工の支援を行っている。加えて、世銀は地震リスクの高い地域において学校耐震化を促進するためのDisaster Risk Management in Schools Projectを実施している

(2019～2024年、借款額300百万ドル)。

### 3. 事業概要

#### (1) 事業目的

本事業は、トルコにおいて、MoEUCCを対象に免震研究所の設立や運営に係る知見共有及び免震に係る法制面の助言等を行うことにより、免震研究所の計画支援を図り、もってトルコの建築物の強靱化に資するもの。

#### (2) プロジェクトサイト／対象地域名：トルコ全域

#### (3) 事業実施期間

2025年10月～2027年10月を予定（計24カ月）

#### (4) 事業実施体制

カウンターパート機関： MoEUCC

協力機関： ゲブゼ工科大学（Gebze Technical University）

関係機関： トルコ免震協会、保健省、交通省

### 4. 事業の枠組み

#### (1) 成果

成果1： 免震研究所設立のための課題が整理される。

成果2： 免震研究所設立のためのロードマップが完成する。

成果3： 免震研究所設立に関する試験機能力・コスト情報を含むレポートが完成する。

成果4： 免震研究所運営のために必要な機能が決定される。

成果5： 免震研究所設立に伴い必要な法律・ガイドライン案が作成される。

#### (2) 主な活動

1-1 MoEUCC職員及び関係機関の職員に対し、日本の免震の経験について対面セミナーを行う。

1-2 MoEUCC職員及び関係機関の職員に対し、免震研究所設立のための課題を整理する対面ワークショップを開催する。

2-1 MoEUCC職員等により作成された免震研究所設立のためのロードマップ案に対して助言をする。

3-1 新設する免震研究所が備えるべき特徴をMoEUCC職員等と共に検討し、試験機能力の決定を支援する。

3-2 免震研究所の設立費用の見積もり報告書に対して助言をする。

3-3 MoEUCC職員等が作成する免震研究所設立に関するレポートに対して助言をする。

4-1 免震研究所の効果的な利用・運営のために、トルコ側関係者を日本に招へいし、日本の運営の事例や教訓を共有するワークショップを開催する。

4-2 免震研究所の維持管理計画の作成を支援する。

4-3 免震研究所の運営体制案の作成を支援する。

5-1 ワークショップを開催し、免震研究所設立に必要な法律・ガイドライン案の作成を支援する。

以上

## 共通留意事項

## 1. 必須項目

## (1) C/Pのオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/Pとの協働作業を通じて、C/Pがオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記C/Pのオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

## (2) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

## (3) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

## (4) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

## 2. 選択項目

 他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び／もしくは短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、業務進捗報告書、業務完了

報告書、事業完了報告書の作成に際しては、上記専門家と協働して作成する。

- 同専門家との役割分担は、「第3条 (4) 短期専門家と本業務実施契約の受注者の役割」を、同専門家の活動内容は、別添「(参考) 別途派遣する専門家の業務内容」をそれぞれ参照する。同専門家の活動に係る費用は発注者が別途手配する。
- 発注者は受注者の求めに応じ、同専門家への役割分担の理解を促進する。

## 共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定
  - 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
  - なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。
  
2. 広報活動
  - 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
  - 受注者は、各種広報媒体で利用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。
  
3. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成
  - 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
  - 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
  - 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

(参考) 別途派遣する専門家の業務内容 (案)

< 指 導 科 目 >

---

免震・建築構造

<派遣の目的>

トルコ国が国立免震研究所の設立計画を策定するにあたり、日本における免震研究所の設立・運営に関する経験、免震支承試験装置の設置・運用に関する知見、免震に係る必要な法制面等に関し、専門的指導をトルコ政府に対して行う。

<活動内容>

(第1回渡航)

- 日本の免震の経験に関する経験・知見を現地セミナーにてトルコ側に講義する。
- 現地で開催されるワークショップに出席し、トルコでの免震研究所設立のための課題と工程の整理に対し、技術的指導を行う。

(第2回渡航)

- 現地で開催されるワークショップに出席し、免震研究所設立に必要な法律・ガイドライン案の作成に関して、技術的指導を行う。

<期待される成果>

トルコにおける国立の免震研究所設立のため対処すべき課題（必要な法律・ガイドライン含む）が整理され、設立に向けたロードマップおよび計画書等のトルコ側による作成が開始される。

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

類似業務：建築構造に係る各種業務（免振構造に係る各種業務を高く評価する）

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

\* 1) 及び2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

##### 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：トルコ国及び全途上国

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2025年10月に業務を開始し、全体期間は2027年10月までとする。

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 5.48 人月

本邦招へいに関する業務1.9人月を含む（本経費は定額計上に含まれる）。

なお、同業務人月には、事前業務も含まれます。

#### 2) 渡航回数を目途 延べ3回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

ただし、JICAが別途派遣する短期専門家が渡航する際には、必ず1名は（現地での業務期間中は）同行する計画としてください

### (3) 現地再委託

現地再委託は、想定していません。

### (4) 配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

- ・ 要請書
- ・ エスキシェール大学所有免震装置実験所「ESQUAKE」概要（PDF）

#### 2) 公開資料

- ・ エスキシェール大学所有免震装置実験所「ESQUAKE」概要（Youtube）  
(<https://www.youtube.com/channel/UCYU0i1JaYXa149-jy0ShjLw>)

- ・ トルコ国 建築物耐震化促進にかかる情報収集・確認調査ファイナル・レポート  
(<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000043003>)

## (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（英語⇄トルコ語）	無 （※協力機関、関係機関とのやりとりは英語可ですが、C/Pの一部とはトルコ語でのやりとりとなります。また、現地でのセミナー、ワークショップではトルコ語でのやりとりが発生することが想定されます。）
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

## (6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA トルコ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

## 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

## 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たって

は、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

#### (1) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるかを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合: 超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合: 当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

#### **【上限額】**

**22,637,000円(税抜)**

※ 上記の金額は、下記(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。

※ **本見積が上限額を超えた場合は失格となります。**

#### (2) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費

3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

4) 90 日間を超える要員計画を提案する場合に発生する社会保障費（現地に恒久的施設を有している企業等に限る）

※人員配置にあたっては、一人当たりの現地滞在期間が180日中90日以下になるように留意すること（この日数を超えるとトルコ社会保障局への社会保障費の納付が必要になる。ただし、トルコ現地に恒久的施設を有している企業等しか社会保障費を納付できないため、該当しない企業等は上記以上の滞在は不可）。現地に恒久的施設を有している企業等が、やむを得ず90日間を超える要員計画を提案する場合は、JICAの業務に関連して発生する社会保障費のみ機構が公費負担することを認めるが、コンサルタントが自社で社会保障費を納付すること。その際、納付額のうち本業務に関連して発生する社会保障費のみを契約金額の見積もりに計上すること。なお計上する費目は直接経費の「旅費（その他）」とし、別見積もりとする。見積もりの作成にあたってはトルコ法規程を確認し対応することとするが、評価対象外のため、金額は仮置きとして契約交渉時にJICAからも情報提供のうえ、確定する。

(3) 定額計上について（該当する口にチェック）

■ 本案件は定額計上があります（6,779,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	本邦招へいにかかる経費		6,779,000円	報酬（事前業務（3号0.4人月及び5号1人月で想定、提案は認めない）、及び同行	報酬/直接経費 国内業務費

				(現時点では3号 0.5人月：研修内容を踏まえ提案、見直し可)、直接経費 997,700円)	
--	--	--	--	--	--

(4) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(5) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用(買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

(6) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(7) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(70)</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画/作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(20)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力: 業務主任者/〇〇	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力: 副業務主任者/〇〇	(-)	(8)
ア) 類似業務等の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)